

主要国における薬価制度の比較

中医協 薬一4
13.5.16

※各國政府等への聞き取り調査による。

	アメリカ (メディケア)	イギリス	フランス	ドイツ
入院薬剤	診断群別定額報酬支払 (DRG-PPS) (薬剤費は包括されており使用薬剤に応じた支払はない)。	総括予算制 (薬剤費は包括されており、使用薬剤に応じた支払はない)	公立病院：総括予算 私立病院：1日当たり定額払 (薬剤費は包括されており、使用薬剤に応じた支払はない)	1件当たり包括払いと1日当たり定額払いの組み合わせ (薬剤費は包括されており、使用薬剤に応じた支払はない)
外来薬剤		医薬分業	医薬分業	医薬分業

- 医薬品の透明化委員会が、医薬品の臨床上の有用性等に基づき5段階に分類し、償還率を決定 (償還率は4段階)
- 厚生省の経済委員会が、透明化委員会の分類に基づき、類似薬の価格、販売予測、臨床上の有用性等を考慮して薬価を決定。
- 画期性の高い新薬については、2～3年後に薬価見直す旨保険適用時に条件付与。
- 5年ごとに保険収載を更新する制度があり、類似薬との相対的有用性を定期的に評価し薬価に反映。

主要国における後発品の使用促進方策

※各国政府等への聞き取り調査による。

			※各国政府等への聞き取り調査による。
後発品への処方	○医師が調剤変更不可とする指示をしない限り、薬剤師が、同一成分の他の銘柄に調剤変更すること（代替調剤）が可能。	○医師の同意があれば、代替調剤が可能。また、保健省は一般名による処方を推奨。 ○処方アドバイザーが処方価格当局（PPA）が提供する先発品、後発品のコスト比較、処方分析等の情報を医療従事者に提供し後発品の処方を促進。	○医師が調剤変更不可とする指示をしない限り、代替調剤が可能。 ○医師の同意があれば代替調剤が可能。
後発品の品質確保	○政府が、先発品との治療学的同等性等について評価した資料を公表。（オレジン・アワーグ）	○後発品については薬局へのマージンを引上げ	○医薬品庁において品質再評価を実施。
薬局のマージン			○後発品については薬局へのマージンを引上げ
その他		○民間保険においては、保険者が償還医薬品リストにおいて後発品を積極的に採用。	